

鹿屋市スポーツ協会スポーツ指導者等資格取得助成金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、鹿屋市スポーツ協会規約第3条第2項の規定に基づき、スポーツ指導者及び審判員等の資格取得に係る各種研修・試験の参加者に対して助成金を支給することとし、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 助成金の対象者は、鹿屋市に居住し、鹿屋市スポーツ協会加盟競技団体に所属する指導者及び指導者に準じる者で、前年度3月1日から当該年度の2月末日の間に次条に定める資格を取得した者とする。

(対象資格)

第3条 助成金の対象資格は、日本スポーツ協会並びに日本スポーツ協会に加盟する競技団体が認定する指導者及び審判員の資格とする。

2 前項の規定にかかわらず、コーチングアシスタント及びスタートコーチ（スポーツ少年団）並びにスタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクターは支給の対象とならない。

(助成金の額)

第4条 一人当たりの助成金の額は、資格取得に要した受講料及び受験料で、5万円を上限とする。ただし、当該年度の予算を超える助成金の申請があった場合は、予算の範囲内で交付する。

(助成金の申請期限)

第5条 助成金の申請期限は、当該年度の2月末日とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金を申請しようとするときは、スポーツ指導者育成助成金申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、加盟競技団体の長を経て、会長に提出しなければならない。

2 助成金の申請は、1対象者に対し、当該年度1回とする。また、失効に係る再取得及び継続に係る再講習へは助成しない。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認められたときは、助成金の交付を決定し、交付決定通知書（別記第2号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付は、毎年度3月に交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 会長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金を受けたと判断したときは、決定を取消し、支給した助成金の全部の返還を命じることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月18日から施行する。